

〔國務大臣菅義偉君登壇〕

○國務大臣（菅義偉君） 私の過去の発言と、今般の女性活躍推進法の見直しに向けた認識についてお尋ねがありました。

御指摘の発言につきましては、その発言をした、約三年半ほど前でありますけれども、国会において、結婚や出産は個人の自由であることは当然であり、結婚、出産、子育てに伴うさまざまな負担や障害をなくし、誰もが個人の希望をきちんとかなえることのできる環境を整備することが政府の役割であると認識していることを答弁いたしております。（拍手）

こうした認識に立って、全ての女性が輝くような社会の構築に向けて、今般の女性活躍推進法の見直しを始め、我が国の女性活躍が更に前進するよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

〔尾辻かな子君登壇〕

○尾辻かな子君 業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案、いわゆるセクシユアルハラスメント禁止法案及び労働安全衛生法の一部を改正する法律案、いわゆるパワーハラスメント規制法案について御質問いただきましたので、順次答弁いたします。

まず、セクシユアルハラスメント禁止法案でセクシユアルハラスメントの禁止規定を設けた趣旨についてお尋ねがありました。

議員も御指摘のように、現行の男女雇用機会均等法は、事業主の措置義務を規定していますが、セクシユアルハラスメントを行うこと 자체を禁止

する規定はありません。

そのため、セクハラ罪という罪はないなどという発言に象徴されるように、セクシユアルハラスメントは悪いものであるという認識が十分に浸透しておらず、依然としてセクシユアルハラスメントによる被害は後を絶ちません。

そもそも、セクシユアルハラスメントは従業者の生活に深刻な影響を及ぼすものであり、法律においてセクシユアルハラスメントの禁止を明らかにする必要があります。

そこで、セクシユアルハラスメント禁止法案では、セクシユアルハラスメント自体を禁止することを明記し、セクシユアルハラスメントが法的に禁止された違法なることを明確にしております。

続いて、セクシユアルハラスメント禁止法案におけるセクシユアルハラスメントの対象者の範囲についてもお尋ねがありました。

議員も御指摘のとおり、最近では、就職活動中のセクシユアルハラスメントやOB訪問での性被害等が問題となつており、労働者だけでなく、雇用の入り口に立とうとする就職活動中の学生についても、セクシユアルハラスメントの被害を受けないよう守らなければなりません。

また、企業に属していない、いわゆるフリーランスの方についても、契約を解消されるおそれがあるという弱い立場であつて、セクシユアルハラスメントの被害を訴えにくい環境にあります。

そこで、セクシユアルハラスメント禁止法案では、採用面接やOB訪問等における就活生へのセ

クシユアルハラスメントやフリーランスへのセクシユアルハラスメントについても禁止の対象としております。

このように、本法案では、禁止しているセクシ

ュアルハラスメントの被害者の範囲を就活生やフリーランスの方まで広く規定することにより、これらの方々の保護を図ることとしております。最後に、パワーハラスメント規制法案において、顧客からのハラスメント、いわゆるカスタマー・ハラスメントや取引先などの他社の従業者によるパワーハラスメントを規制の対象とした趣旨についてお尋ねがありました。

顧客からの悪質なクレームなどのハラスメントであるカスタマー・ハラスメントや取引先など他の企業の従業員からのパワーハラスメントについても、セクシユアルハラスメントや社内におけるパワーハラスメントと同様に、労働者の心身に深刻な影響を与えるものとして重大な問題となつております。

そのため、このようなハラスメントから労働者を保護するための措置を講ずることを事業者に義務づける必要があると考え、私たちのパワーハラスメント規制法案では、いわゆるカスタマー・ハラスメントも取引先の従業員による企業横断的なパワーハラスメントも規制の対象としております。

以上です。（拍手）

○議長（大島理森君） 西岡秀子君。

〔西岡秀子君登壇〕

○西岡秀子君 国民民主党、長崎一区選出、西岡